



令和5年1月31日

鳥取市長 深澤義彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 西村教子



国民健康保険事業の運営について（答申）

令和5年1月26日付け発福保第1223号で諮問のありましたことについて、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

答 申 書

(令和5年1月31日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

平成30年度からの国民健康保険は、国等からの公費の調整や保険給付の財源の確保については都道府県が財政責任を担うため、当該年度内の市町村の財政リスクは回避される仕組みとなった。一方、都道府県域内の市町村が支え合う要素が強まることから、域内の統一的な運営基準や保険料負担の格差の平準化など、都道府県化の新たな枠組みの中で公平となるよう運営努力が求められている。

鳥取市の国民健康保険事業においては、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保に努め、また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点をおいて取り組んできた。国民健康保険の制度改革が実施された平成30年度には資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、令和3年度には保険料率の引き下げを実施しながら、概ね順調に事業を運営してきたところである。

しかしながら、近年の傾向として鳥取市の被保険者のうち前期高齢者の構成比率は5割を超え、加入者の高齢化が進んだことで一人当たりの医療費は増加している。さらに、75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少したことで、保険料収入も減少しており、鳥取市の国民健康保険は厳しい財政運営を迎えつつある。

このような国民健康保険制度の概観と鳥取市の事業運営の経過を踏まえ、当協議会は、令和5年度の国民健康保険事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)」に基づき、令和5年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は、後期高齢者支援分が2万円引上げられ、22万円とされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおりとすることが適当である。

(賦課限度額)

令和5年度の後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引上げる。

- ・基礎賦課額(医療分) 65万円(現行どおり)
- ・後期高齢者支援分 22万円(2万円引上げ)
- ・介護納付金分 17万円(現行どおり)

※参考 賦課限度額の推移

基礎賦課額(医療分)

(単位:万円)

		29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
国	基準	54	58	61	63	63	65
鳥取市	実績	54	58	61	63	63	65
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

後期高齢者支援分

(単位:万円)

		29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
国	基準	19	19	19	19	19	20
鳥取市	実績	19	19	19	19	19	20
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

介護納付金分

(単位:万円)

		29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
国	基準	16	16	16	17	17	17
鳥取市	実績	16	16	16	17	17	17
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

2 保険料率について

令和5年度の鳥取市の国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）は、概ね前年度並みとなることが見込まれているが、引き続き団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行など、被保険者数が減少することから、被保険者一人当たりに換算した納付金額は増となる見込みである。被保険者数の減に伴う保険料収入の減少と相まって、鳥取市の国民健康保険は厳しい財政運営を迎えつつある。さらに、新型コロナウイルス感染症やエネルギー、原材料等の価格高騰などの今後の影響を見通すことが難しい状況にある。

このことを踏まえ、令和5年度の保険料率を検討した結果、保険料率を据え置く場合には、歳入に不足が生じる見込みとなり、本来であれば歳出を賄うために必要な保険料水準へと見直すことが望ましいところであるが、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保できることに加え、被保険者の負担を年度間で平準化できる見通しであることから、諮問どおり基金の活用により保険料率を据え置きとすることが適当であるとの結論に達した。

（保険料率）

保険料率は、現行どおり据え置きとする。

基礎賦課額（医療分）

令和4年度			令和5年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
6.1%	20,900円	22,000円	現行どおり		

後期高齢者支援分

令和4年度			令和5年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.7%	9,200円	9,000円	現行どおり		

介護納付金分

令和4年度			令和5年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.2%	9,200円	7,000円	現行どおり		

当協議会の意見として

鳥取市国民健康保険費特別会計は、被保険者のうち前期高齢者の構成比率は5割を超え、加入者の高齢化が進んだことで一人当たりの医療費は増加している。さらに、75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少したことで、保険料収入も減少しており、厳しい財政運営を迎えつつある。

また、財政運営の責任主体である鳥取県に対しては、法改正により、制度改革の趣旨の深化を図ることが明文化されており、市町村が負担する納付金が年度間で大幅な差異が生じないように平準化する仕組みをさらに検討することを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じながら、今後の財政の健全化及び安定した事業運営ができるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 国民健康保険の財政運営の責任主体が鳥取県となり、県内においても保険料水準の統一に向けた動きも見据え、国民健康保険運営準備基金の活用を含め安定した事業運営に努めること。
- 2 国民健康保険事業の安定した運営のための財源確保並びに被保険者の公平性の観点から、収納率向上対策に引き続き努めること。
- 3 本市の国民健康保険は厳しい財政運営を迎えつつあるとのことであり、財政運営にあたっては、長期的な見通しと被保険者への負担を考慮しながら、安心して医療が受けられる制度につながるよう努めること。